

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	根拠条項	第16条の3第3項 第44条の7第3項	資料番号	9-3	担当課	健康増進課
○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年10月2日法律第114号)							
(検体の採取等)							
第16条の3 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、第15条第3項第一号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを勧告することができる。ただし、都道府県知事がその行おうとする勧告に係る当該検体 (その行おうとする勧告に係る当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を含む。以下この項において同じ。) を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体を入手することができるものと認められる場合においては、この限りでない。							
2 (省略)							
3 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、 <u>当該職員に当該勧告に係る第15条第3項第一号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。</u>							
4 (省略)							
5 都道府県知事は、第1項の規定による検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第3項の規定による検体の採取の措置を実施する場合には、同時に、当該勧告を受け、又は当該措置を実施される者に対し、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は検体の採取の措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。							
6 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該検体の提出若しくは採取の勧告又は検体の採取の措置の後相当の期間内に、当該勧告を受け、又は当該措置を実施された者に対し、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。							
7～11 (省略)							
(新感染症に係る検体の採取等)							
第44条の7 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、第15条第3項第三号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを勧告することができる。ただし、都道府県知事がその行おうとする勧告に係る当該検体 (その行おうとする勧告に係る当該検体から分離された新感染症の病原体を含む。以下この項において同じ。) を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体を入手することができるものと認められる場合においては、この限りでない。							
2 (省略)							
3 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、 <u>当該職員に当該勧告に係る第15条第3項第三号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、</u>							

同号に定める検体を採取させることができる。

4～8 (省略)

9 第16条の3第5項及び第6項の規定は、都道府県知事が第1項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第3項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する。

10 (省略)

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第15条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 (省略)

3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第1項の規定による必要な調査として当該職員に次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。)に対し当該各号に定める検体を提出し、若しくは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを求めさせることができる。

一 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者  
当該者の検体

二 (省略)

三 新感染症の所見がある者又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者  
当該者の検体

四～十二 (省略)

4～12 (省略)

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年12月28日号外厚生省令第99号)

(検体の採取を行う場合の通知事項)

第10条 法第16条の3第5項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は検体の採取の措置を実施する理由

二 検体の提出又は採取の勧告をする場合にあつては、検体を提出し、又は検体の採取に応じさせるべき期限

三 検体の採取の措置を実施する場合にあつては、検体の採取を行う日時、場所及びその方法

四 検体の提出又は採取の勧告をする場合にあつては、当該勧告に従わない場合に検体の採取の措置を実施することがある旨

五 その他必要と認める事項

2 法第16条の3第6項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前項各号に規定する事項とする。

(新感染症に係る検体の採取を行う場合の通知事項)

第23条の7 第10条の規定は、法第44条の7第9項及び第10項において法第16条の3第5項及び第6項の規定を準用する場合について準用する。